

トミー・フリートウッド

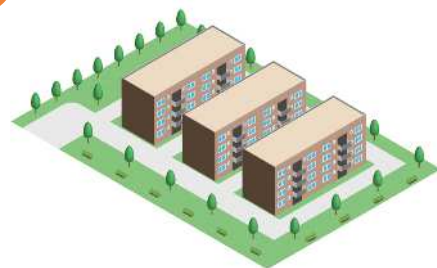


先月に引き続きゴルフネタなのですが、とても嬉しかったので書くことにしました。
トミー・フリートウッドというイギリスのプロゴルファーがおります。この選手は、ヨーロッパツアーで活躍するなど世界的に有名なのですが、アメリカPGAツアーでは何度も2位になるものの、ずっと優勝できずにいました。PGAツアー7不思議とも言われていたようです。すばらしい人格者で、私も応援していました。
そのトミーが、8月のツアー選手権でついにPGAツアーのチャンピオンになりました。あきらめずに挑戦することの大切さを学ぶことができました。本当におめでとうございます！

（孝志洋）

社宅家賃に関する税務ルール

社宅制度は、従業員の福利厚生を充実させながら、企業にとって大きな節税効果をもたらす有力な手段です。しかし、その運用には複雑な税務ルールが伴い、特に従業員と役員では全く異なる規定が適用されるため、正確な理解が不可欠となります。



1. 一般従業員向け社宅の税務ルール：鍵は「50%ルール」

国税庁の規定によると、従業員から「賃貸料相当額」の50%以上の家賃を徴収すれば、会社が負担した家賃と従業員が支払った家賃の差額は、従業員の給与として課税されません。賃貸料相当額は、物件の固定資産税課税標準額や床面積を基に算出される金額で、自社所有の社宅か借り上げ社宅かにかかわらず同じ計算式が適用されます。

賃貸料相当額とは、具体的に次の①～③の合計額をいいます。

- ① (建物の固定資産税課税標準額) × 0.2%
- ② 12円 × (総床面積㎡ ÷ 3.3㎡)
- ③ (敷地の固定資産税課税標準額) × 0.22%

この制度を利用する上で最も重要なのは、賃貸借契約の契約者を必ず法人名義とすることです。従業員が個人で契約した場合、会社が家賃を補助しても、それは「住宅手当」として全額が給与課税されてしまいます。

2. 役員向け社宅の税務ルール：規模と形態で変わる計算式

役員社宅は、その規模（床面積）と会社の所有形態によって、賃貸料相当額の計算方法が厳密に定められています。

① 小規模住宅

床面積が一定の基準（耐用年数30年以下で132㎡以下など）を満たす場合、従業員社宅と同一の計算式が適用されます。

② 小規模でない住宅

自社所有の場合：以下の合計額の12分の1が月額賃貸料相当額となります。

- イ (建物の固定資産税課税標準額) × 12%（※法定耐用年数30年超の建物は10%）
- ロ (敷地の固定資産税課税標準額) × 6%

借り上げ社宅の場合：会社が家主に支払う家賃の50%と、自社所有の場合の算定額のいずれか多い方を賃貸料相当額とします。

また、プールなどの特別な設備を持つ「豪華社宅」とみなされた場合は、計算式は適用されず、時価相当額で課税されることになります。

3. 実務上の留意点：固定資産税課税標準額の取得

賃貸料相当額の算定には、物件の固定資産税課税標準額が必要となります。物件オーナーや管理会社から情報提供されない場合は、物件所在地の市区町村役場で固定資産課税台帳を閲覧することができます（地方税法第382条の2）。また、ここでの固定資産税課税標準額は、固定資産税の納税通知書に記載されている課税標準額（住宅用地特例適用後の金額）をそのまま用いて差し支えないとされています。

（大寺）

資産税係 孫の教育資金について

孫の教育資金を援助してあげる方法としては下記の方法があります。

1. 必要な時に必要な分だけ渡す方法

学費等、教育に必要なタイミングでその都度、学校などに直接支払う、または専用口座から振り込む方法。
扶養義務者である親から子供、または祖父母から孫へ贈与する場合、通常必要と認められる生活費や教育費については基本的に非課税で申告も不要。

【メリット】

- 贈与税は基本的に非課税。教育目的であることが明確であれば、法律上問題なし。
- 柔軟に対応できる。支出額がわかりやすい。

【デメリット】

- 毎回手続きが必要で少し手間。
- 貯蓄や投資などには使えない。

2. 暦年贈与(年間110万円以下の贈与)

教育費とは関係なく、祖父母から孫や親に年間110万円まで贈与する方法。

【メリット】

- 手続きが簡単。銀行振込なども利用しやすい。
- 教育以外の用途にも使える。

【デメリット】

- 110万円を超えると贈与税が発生。

3. 教育資金一括贈与の特例

最大1,500万円まで教育資金を一括で非課税贈与。(令和8年=2026年3月31日まで利用可能)
金融機関で専用口座を開設し、領収書などで使途証明をする必要あり。

【メリット】

- 一度にまとまった金額を渡せる。



【デメリット】

- 使い道は教育費限定。使い切れない分や教育費以外への支出は課税対象。
- 専用口座の開設、領収書提出など手続きが煩雑。
- 30歳未満が対象。30歳の誕生日時点の口座残高に贈与税が原則として課税される。
- 契約期間中に贈与者が亡くなった場合、一定の場合を除いて残額が相続財産に加算される。

(坂田)

社会保険 育児・介護休業法 2025年10月1日からの改正ポイント

2025年4月1日から育児・介護休業法が大幅に改正されていますが、10月1日からさらに改正されます。10月1日からの改正ポイントは以下の2点です。

ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

改正内容

- ① 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、「始業時刻等の変更」「テレワーク等(10日以上/月)」「保育施設の設置運営等」「養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)」「短時間勤務制度」の5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ② 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ③ 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

改正内容

- 3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。
※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。



ポイント

② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

改正内容

- 事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

改正内容

- 事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

(河野)

先月号の続きとなります。

自動車保険の相手方への補償(賠償責任保険)について説明いたします。

自動車保険の賠償に関する補償には主に「対人賠償責任保険」と「対物賠償責任保険」があります。これらは自動車事故で他人や他人の財物に損害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を補償するものです。

対人賠償責任保険

自動車事故によって他人(歩行者や相手車両の搭乗者など)を死傷させた際、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。この補償は自賠責保険(強制保険)でカバーしきれない部分を補い、補償金額は「無制限」が一般的です。

対物賠償責任保険

自分の車の事故で相手の車や建物、ガードレール、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償されます。こちらも無制限での補償設定が推奨されています。

これら2つの賠償責任保険は「相手への賠償」にあたる最も基本的かつ重要な補償で、被害者救済を目的とした、交通事故の最低限の補償を確保する制度です。自賠責保険だけでは足りない部分を補うために、物損や自分自身の補償には別途「任意保険」が必要となります。

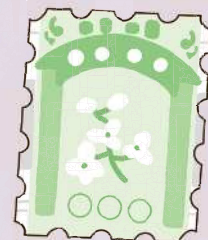
(さくらビジネス)

医療係 印紙は必要? 不要?

医療法人や個人経営の医療機関が発行する領収書や医療行為に関する契約書は、原則として印紙税は不要です。これは、医師や歯科医師、薬剤師などが業務上作成する受取書は「営業に関しない受取書」として非課税扱いとなるためです。自由診療やサプリメント販売の領収書も同様に印紙は不要です。

個人経営の薬局や医療法人が発行する領収書は非課税ですが、営利法人(株式会社や有限会社など)が運営する薬局の領収書は、5万円以上の場合に印紙税が課税されます。法人経営の薬局の場合は注意が必要です。

ただし、医療行為以外の契約、たとえば医療機器のリース契約や不動産賃貸借契約などは、印紙税法上の課税文書に該当する場合があります。



<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/19/28.htm>

(大下)

10月の社会保険労務

- 10月31日
- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月~9月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額<8月~11月>の納付
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 労災年金受給権者(7月~12月誕生月の者)定期報告

※社会保険労務士制度推進月間
全国労働衛生週間(1日~7日)
高齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間

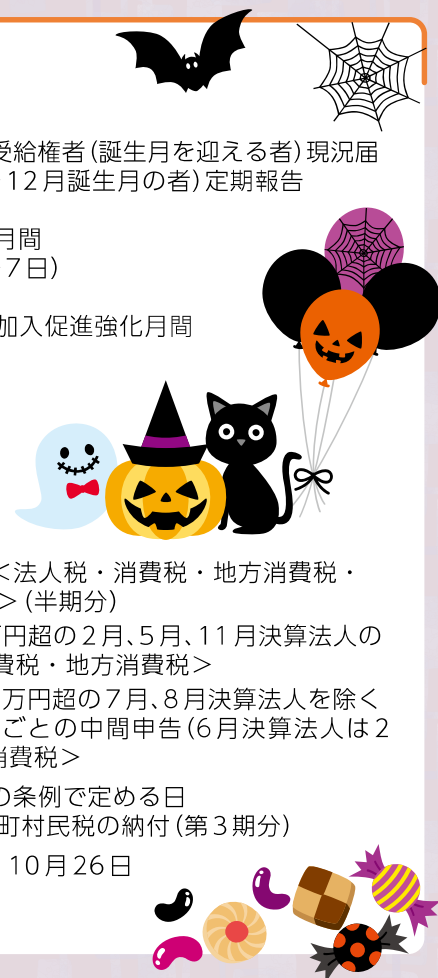
10月の税務

- 10月10日
- 1. 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 10月15日
- 2. 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日
- 3. 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 4. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6. 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 7. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 8. 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

- 10月中において市町村の条例で定める日
- 9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※税理士相互扶助の日・・・10月26日



2024年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「新リース会計基準等」)が公表されました。

2027年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
新リース会計基準等の導入の背景は以下の通りです。

1. 国際会計基準(IFRS)との整合性確保

国際会計基準審議会(IASB)は2016年1月にIFRS第16号「リース」を公表し、すべてのリースを原則としてオンバランス処理することを求めています。

日本の会計基準も国際的な資本市場での比較可能性を高めるため、IFRS第16号の内容を基礎とし、日本の実情を考慮した内容で作成されました。

2. 投資家への透明性向上のための開示拡充

現行のリース会計基準等では、オペレーティング・リース取引はオフバランス処理されるため、企業が実質的に保有・使用している資産や将来の支払義務が財務諸表に反映されないという課題がありました。

新リース会計基準等では、リース取引を原則としてすべてオンバランス処理することで、企業が使用权を持つ資産と将来の支払義務をより適切に財務諸表に反映させることができます。

これにより、投資家は企業の財務状況をより正確に把握でき、投資判断の質が向上します。



次号より、新リース会計基準等の内容について解説していきます。

(孝志茜)

さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。

楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。
また、「これは!」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪

よろしくお願いいたします!



<https://www.facebook.com/skr39.tax>



中国西安紀行ー兵馬俑でヨレヨレ!!

8月10~14日中国西安兵馬俑。(死後の)秦(しん)の始皇帝(しこうてい)を守る陶製の模型8000体。(平均身長約1.8メートル)2200年前。日本では弥生時代。大変な文明格差。頑張って追いついた日本。先人に感謝。

酷暑・数万人の群衆の中を2万5千歩。ヨレヨレになったが、無事辿り着いた。78歳の自分に自信。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181